資料－４

北上川上流ダム再生環境影響評価技術検討委員会　公開要領

（目　的）

第１条　　「北上川上流ダム再生環境影響評価技術検討委員会」における公開方法等について、必要な事項を定めるものとする。

（会議等の公開）

第２条　　会議、会議資料、議事概要は、公開する。

但し、公開できない特段の理由がある場合は、その理由を明らかにし、上記の全て又は一部を非公開とすることができるものとする。

なお、公開、非公開の判断については、委員長が決定するものとする。

（会議の傍聴）

第３条　　会議の傍聴は、次の定めによるものとする。

１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとし、定員は、委員会で設置した傍聴席数によるが、傍聴席数を超える来場者が認められた場合は抽選とする。

３）傍聴人は、会議中、非公開に該当する議題等があった場合、委員長の指示に従い速やかに退場しなければならない。

４）傍聴人は、静粛を旨とし、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。なお、委員長は、次の事項に違反した傍聴人を退場させることができる。

①　会議における言論に対し、拍手等により公然と可否を表明しないこと。
②　発言、私語、談論、騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
③　プラカード、鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
④　飲食又は喫煙をしないこと。
⑤　携帯電話は、電源を切る若しくはマナーモードにし、使用しないこと。
⑥　他人の迷惑となる行為をしないこと。
⑦　その他、会議の秩序を乱し、妨害となるような行為はしないこと。

５）次に該当する者は、傍聴を認めない。

①　刃物等、危険物を携帯している者。
②　張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者。
③　酒気を帯びていると認められる者。
④　その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

（会議資料等）

第４条　　会議資料及び議事概要は、非公開に該当するものを除き、北上川ダム統合管理事務所のホームページにおいて公開する。

なお、会議において公開された会議資料等についても希少種（重要な種）の保護等の観点から種名やその生息箇所特定に繋がるような情報等に関しては、マスキング又は削除等を行った後にホームページで公開するものとする。

（その他）

第５条　　本公開要領に定めのない事項については、委員長の判断によりその是非を決定するものとする。

附　則　　本公開要領は、令和４年３月１１日から適用する。

令和６年２月６日一部改正。